

令和3年度全国薬務関係主管課長会議資料
説明資料

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
国際薬事規制室

1. 国際薬事規制調和の推進

現 状 等

- 従前より、ICH（医薬品規制調和国際会議）等の多国間会合や、各国の薬事規制当局との二国間会合等を通じて、医薬品等の規制の国際調和を推進してきた。特に令和元年6月及び令和2年7月に、健康・医療戦略推進本部において「アジア医薬品・医療機器規制調和グランドデザイン」及び「『アジア医薬品・医療機器規制調和グランドデザイン』実行戦略」が決定され、医薬品・医療機器への迅速なアクセスを可能にするため、アジア諸国における国際規制調和を支援・協力していくこととされた。
(この方向は令和3年6月の成長戦略フォローアップ（閣議決定）においても引き続き進めることとされた。)
- 平成28年4月に、PMDAにアジア医薬品・医療機器トレーニングセンターを設置した。この場を通じて、主にアジア規制当局担当者を対象に、現地に赴いた研修をも含め、要望がある分野や各規制当局の審査・査察等の能力に応じた効果的なトレーニングの機会を提供している。
- 平成29年10月、平成31年4月及び令和3年4月（バーチャル形式）に、アジア各国の規制当局の代表者が一堂に会するアジアンネットワーク会合を開催。アジア地域の共通の規制課題・規制調和に向けた連携強化・情報交換についてハイレベルの立場から議論を行っている。

今後の取組

- ICH（医薬品規制調和国際会議）で日、米、欧などの規制当局、産業界と協働して新薬の承認審査等に関する共通のガイドラインの整備を進め、規制調和を推進する。
- アジア各国や新興国を対象に、医薬品・医療機器トレーニングセンターでの研修や、規制調和・規制協力をテーマにした二国間シンポジウムの開催等を通じて、日本の規制に対する理解の促進を図るとともに、各国の規制水準の向上に貢献していく。
- 令和4年4月に第4回アジアンネットワーク会合（バーチャル形式）を開催し、アジア各国との規制調和に向けた連携強化・情報交換のための対応を議論する。

都道府県で対応頂く事項（依頼）

- 國際会議の開催・合意形成の過程で生じていく内容等に応じて、個別に協力を依頼する。

<担当者名>

- 松倉室長補佐（内線4224）、田辺専門官（内線4232）